

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2020
11
Vol.260



日光家光廟前



表紙●日光家光廟前
撮影●永田一雄
(広報委員会 副委員長)

目次

卷頭コラム「鳳」	
「法人会青年部会入会のススメ」	
研修委員長 渡邊 浩	2
新型コロナウイルス禍での第44次会員増強運動	
第9代会長 鈴島 健	3
第44次会員増強運動について	
第6組織委員長 茂木 繁	3
令和2年度	
「税を考える週間（11月11日～17日）」	
関連行事予定	4
社会貢献委員会	
「未使用タオル」回収協力のお願い	5
税制委員会 税制講演会	
新型コロナウイルス感染拡大に伴う	
税制上の措置等について	6
税制委員会 税制講演会	
事業承継税制について	7
広報委員会からのおしらせ	
令和3年度西新井法人会報 担当会社発表	8
西新井税務署からのお知らせ	10～11
足立税務署からのお知らせ	12
東京税理士会	13
訃報	15
警察だより	
消防署だより	16
催しものインフォメーション	
決算法人説明会・新設法人説明会	
表紙のことば・編集後記	
税務無料相談室	17



法人会青年部会 入会のススメ

研修委員長
渡邊 浩

巻頭コラム



小川 節子 書

この度、法人会報の巻頭コラムに寄稿する機会を頂きましたので、青年部会について日頃より思うところを書かせて頂きます。

当法人会の青年部会は、年齢50歳までの青年実業家の集まりです。親御さんの後継者として会社経営に携わっている方、ご自分で起業され経営者として活躍されている方、立場はそれではありますが、同世代の皆さんのが青年部会の活動に積極的に取り組んでおられます。現在、55名ほどの方が在籍しています。

年間の行事としては、副署長講演会、あだち区民まつり、家族交流会、全国青年の集い（全国の法人会青年部会の集会）、海外研修旅行会などがあります。

現代は、「不確実の時代」と呼べるのではないでしょうか。新型コロナウイルスの出現もその一例ですが、誰も想像もしなかったことが現実として起こってしまう。これは大丈夫と思っていたことが、脆くも崩れてしまう。そんな時代ではないでしょうか。そして、そんな時代だからこそ、情報を共有し、相談相手となり、お互いを励まし、協力し合えるような仲間の存在がとても重要で、それが私にとっては青年部会だと思います。

青年部会には様々な職種の経営者が属しています。それぞれの業界に関する最新の専門知識を持っていて、何かあった時にはいつでも気軽に相談をすることが出来ます。時には、仕事を依頼し合うこともあります。お互いに会社の業容や、人格もよく知っており安心して仕事を依頼できる間柄です。

また、青年部会の事業を通じて深い友情を育むことが出来ます。同世代と言ってもかなり広い年齢層の仲間たちです。事業の準備や開催に当たって協力し合い、楽しい時間を分かち合うことが出来ます。副署長講演会の際は、興味深いお話を聞きするとともに、懇親会で署幹部の皆さんと直接お話をされる機会を得る事が出来ます。海外研修旅行では、普段、家族と一緒に行く機会が無いような国に行けます。現地の状況を観察したり、話を聞いたりすることは、自分の視野を広げ、豊かな発想の原動力となります。西新井法人会に限らず、他の法人会青年部会との交流も盛んです。人脈を広げる良い機会にもなるはずです。

青年部会を卒業された皆さん方も、引き続き親会の要職を務めておられます。歴代の会長、副会長、理事役員として青年部会OBの皆さんのが中心となって法人会の運営に携わっておられます。その意味では、青年部会が将来の法人会役員を育てる役割を担っていると言っても過言ではありません。

50歳未満の法人会員の皆さん、また、ご子息、ご息女をお持ちの皆さんには、是非とも青年部会への入会をお勧めさせて頂きます。青年部会の活動を通じて、必ず得るものがあります。決して、時間とお金を無駄遣いするだけの会ではありません。ご検討に際しては、身近におられる青年部会員にお気軽にご相談頂ければと思います。



新型コロナウイルス禍での第44次会員増強運動

第9代会長 鈴島 健

一般社団法人西新井法人会の会員皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。常日頃より法人会活動に対しましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。近年ゲリラ豪雨による河川の氾濫や地球温暖化に影響された台風により我が国は大きな被害を受け、またその一方では新型コロナウイルス禍、その脅威は日本国内はもとより世界中を巻き込み2020年最大のイベントである東京オリンピック・パラリンピックの開催も1年延期になりましたが、いまだ終息のめどがたたない状況下にあり、開催出来るか否か心配しているところでございます。

さて、当法人会の事業は殆どが会員皆様の協力があつてこそ成り立つものばかりでございます。本年度は残念ながら当初計画しておりました事業や行事の一部について延期又は中止が続き、会員のメリットを重要視して参りました当会にとっては、皆様の役に立つ情報や効果的な事業の推進が足止めされている状況下にあり、他の方法で何かメリットを提供出来ればと苦慮しております。

新型コロナウイルス禍の中、中小企業の取り巻く環境はいまだに厳しいものがありますが、当法人会では例年通り10月1日より11月30日まで組織委員会を中心に会員増強運動に現在取り組んでいるところでございます。本年度の目標は前年度と同じ加入率79%となっており本部支部役員の方々と昨年の加入率を上回るように推進してまいりたいと考えております。現在国内は新型コロナウイルス禍の中、以前と同じ方法では会員増強運動は出来ない状況下となっており本年度の推進方法については当会としても大変苦慮しています。前年度の加入率は惜しくも78.6%という結果で0.4%届きませんでしたが、今年度は目標達成を期待しているところでございます。しかしながら時節柄、今までにない非常に厳しい会員増強運動になると思いますので、本部・支部役員の皆様には多大なるご協力を賜りますようお願いいたします。令和2年3月末現在、稼働法人数7,150社、会員数5,617社。加入率78.6%でしたが令和2年8月31日現在は法人数7,134社、会員数5,321社、加入率74.6%で転出、休業、解散、退会に新型コロナウイルスの影響が加わった加入率となっております。本年度目標加入率79%を達成するためにも役員はもとより法人会会員との連携を強め、また窓口を広げて会員増強運動を進めていきたいと考えております。これらの状況を踏まえて誠に恐縮ではございますがご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。会員数5,000社以上の大規模法人会では20年連続全国一位を維持していることは、皆様方の努力の賜物であります。その実績を維持し従来の実績に恥じないように気を引き締めて参りたいと思います。また本年度も引き続き税務当局及び納税六団体の皆様に特段のご協力をいただきますようお願いいたします。結びにあたりまして会員皆様方のご事業益々の繁栄とご健勝を祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



第44次会員増強運動について

第6組織委員長 茂木 繁

今年の会員増強運動は、コロナ禍の中で活動していくことになります。新型コロナウイルス感染症の流行と、それに伴う全国的な外出自粛の要請という、これまでに経験した事のない危機に直面しております。大きな不安を抱きながら、この局面を乗り越えなければなりません。この非常事態の中での会員増強は大変なことです。各支部の役員の皆様には大変なご苦労をおかけすると思いますが、無理をせず、力を合わせて、79パーセントに向けて前進してまいりましょう。今回は各組織委員長、各

支部の役員の皆様との綿密な連携と情報交換を行いながら増強活動を進めていきたいと思います。

1日も早く法人会活動が開催されることを願います。

※10月上旬、米国730万人、インド662万人、ブラジル491万人、日本8.6万人、世界で3,500万人のコロナウイルス罹患者が出ています。コロナウイルスの早期終息を願います。

**令和2年度
「税を考える週間(11月11日~17日)」関連行事予定**

日付 主催団体名	11月10日以前	11月11日~11月17日	11月18日以降	
税理士会		10月下旬(中止) 足立区くらしフェスタ (消費生活展) 税の無料相談 【場所:エル・ソフィア】	11/15 税の無料相談 【場所:アリオ西新井】	
納 連		10/28 税を考える週間 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【場所:法人会館】		11月下旬 中学生の「税についての作文」展示 【場所:区庁舎アトリウム】 11/25(未定) 中学生の「税についての作文」表彰式 【場所:法人会館】 12/7~12/13 中学生の「税についての作文」展示 【場所:アリオ西新井】 12月上旬(未定) 一日税務署長イベント 【場所:西新井税務署】
青 申 会	10/4(中止) 納税六団体共催 ・こども税金教室 ・こどもクイズ 【場所:ギャラクシティ】 ・きき酒会 【場所:参道広場】	10/28 税を考える週間 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【場所:法人会館】 10月(中止) 税務研修(支部別) 【場所:各支部住区センター等】	11/11~11/17 納税六団体共催 広報物の配布 【場所:団体事務局、 金融機関等】	
法 人 会	10/30、11/5 納税六団体共催 街宣車による街頭広報 【場所:管内各所】	10/28 税を考える週間 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【場所:法人会館】 10/10・11(中止) あだち区民まつり 税のPR活動と税金クイズ実施 【場所:荒川河川敷「虹の広場」】	11/12(中止) 納税六団体共催 納税表彰祝賀会 【場所:法人会館】 11/15 納税六団体共催 街頭広報(広報物の配布) 【場所:アリオ西新井ほか】	11/18(中止) 「税に関する絵はがきコンクール」表彰式 【場所:区庁舎2階ホール】 12/7~12/13 「税に関する絵はがき」展示 【場所:アリオ西新井】
間 税 会		10/10・11(中止) あだち区民まつり 税のPR活動と税金クイズ実施 【場所:荒川河川敷「虹の広場」】 10/22~11/30 歩道橋横断幕掲出 【場所:環七西新井歩道橋】		12月上旬 「税の標語」展示 【場所:足立成和信金】 12/7~12/13 「税の標語」展示 【場所:アリオ西新井】
酒 販 組 合		10/28 税を考える週間 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【場所:法人会館】		
税 务 署		10月下旬(中止) 足立区くらしフェスタ (消費生活展) 税のPR活動 ※足立署と合同 【場所:エル・ソフィア】	11/12(中止) 納税表彰式 【場所:法人会館】 11/15(未定) IDパスワード出張発行 【場所:アリオ西新井】	

未使用タオル 回収協力のお願い



社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年末12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月14日まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

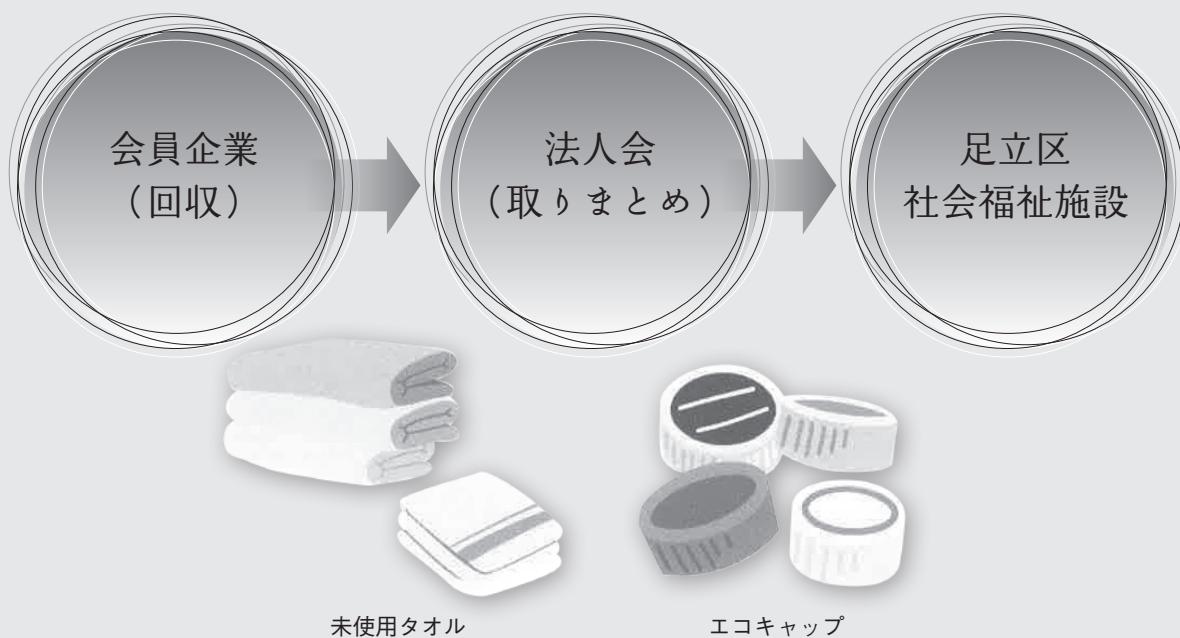
皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参ります。

何卒宜しくお願い申し上げます。



格安レンタカー！配車も可能！マンスリー、短期リースプランもご用意！



楽しみ方いろいろ

各種プラン有

取扱い車種多数！

シーズン中は
早めのご予約を！

Tel. 03-5856-9204

長期リースの場合もお気軽に
ご相談ください！

足立レンタカー（東京ユーポス）

〒 121-0836 東京都足立区入谷 5-15-13
HP. <http://www.tokyo-upohs.jp/> (東京ユーポス)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う税制上の措置等について

西新井税務署 法人課税第一部
国税調査官 武部 亮達

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

ここでは、特例措置のうち2つ説明させていただきます。

1 テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました。

中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間に内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です。

これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました。

具体的に対象となる「テレワーク等のための設備」とは、遠隔操作や可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械装置や工具、器具備品、建物附属設備又はソフトウェアです。

対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)

本特例は、令和3年3月31日までに取得をし、事業の用に供した場合に適用されます。

2 消費税の課税選択の変更に係る特例について

特例の対象となる事業者（特例対象事業者）は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者です。

特例対象事業者は、管轄の税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。

また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。

※ 「特例課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※ 承認申請書の提出期限は、原則として、特定課税期間の確定申告期限までです。

※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

上記以外にも、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者等の緊急経済対策における税制上の措置がございます。

西新井法人会報vol.259（令和2年9月発行号）の14・15頁にもまとめたものが掲載されておりますので、参考にしてください。

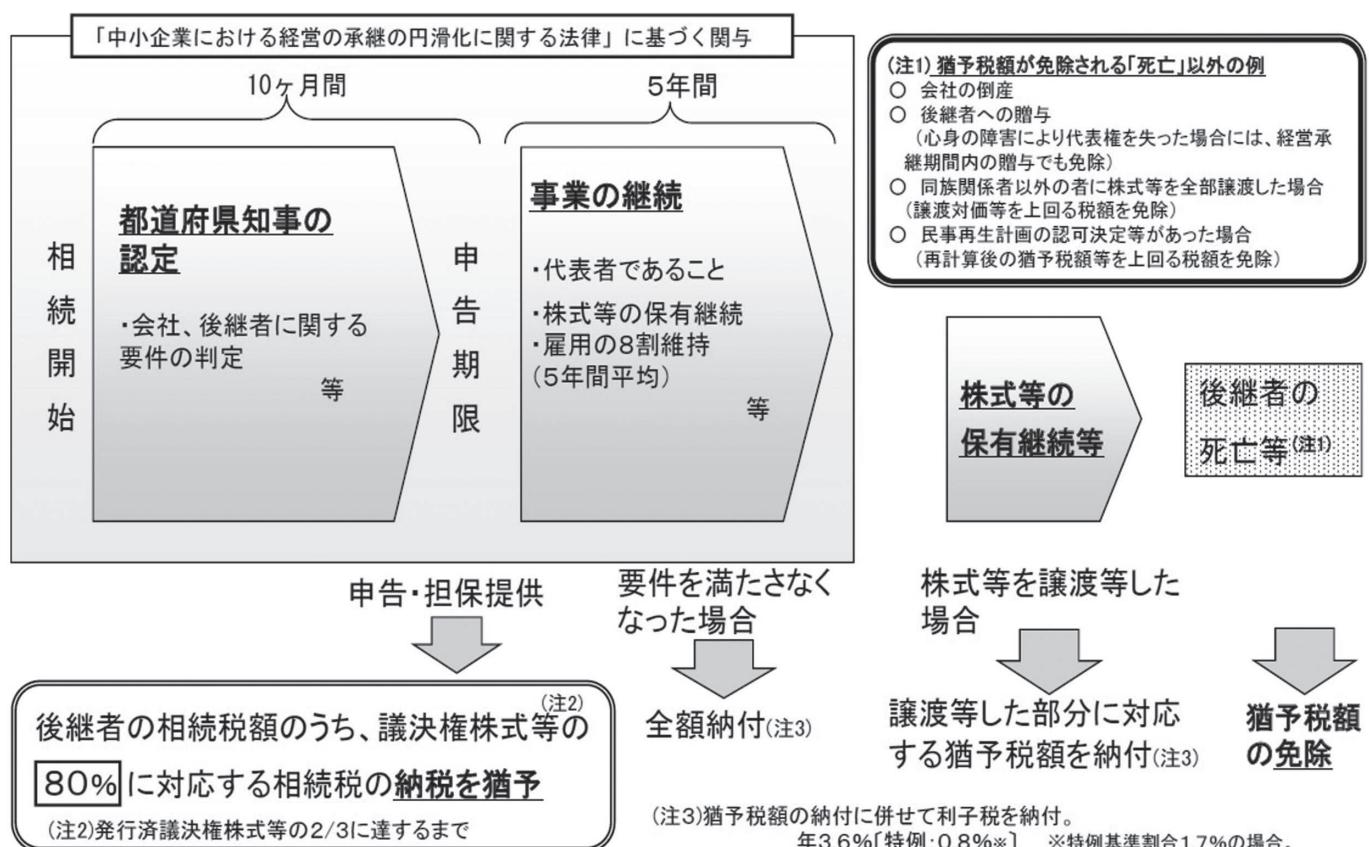
事業承継税制について

西新井税務署 資産課税部門
上席国税調査官 柴草 充

事業を引き継ぐ後継者が、先代の経営者から、相続や贈与により、上場していない会社の株式を受け取り、その会社を経営していく場合には、一定の条件を満たせば、その株式にかかる相続税・贈与税を納めることを先延ばしすることができます（「猶予」といいます）。この仕組みを「事業承継税制」といいます。

なお、この猶予を受けた後継者が亡くなった場合や、一定期間が経過した後に、贈与により事業を引き継いだ場合には、この猶予されていた相続税又は贈与税について、納めなくともよくなります（「免除」といいます）。

平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間に行われる贈与・相続について、事業承継税制には特例も設けられています。詳しくは、所轄の税務署や申請の窓口である都道府県へお問い合わせください。



広報委員会からのおしらせ

令和3年度 『西新井法人会報』印刷担当会社について

「西新井法人会報・第258号」で募集しました、令和3年度の当会広報誌印刷担当会社につきまして、広報委員会での選考過程を経て決定しましたので本誌にて発表させていただきます。

◆(株)トーコロ ◆(株)Label Innovation

以上2社です。尚、令和4年度に関しましては、令和3年度の発行及び講評を踏まえて決定致します。

多くの会社様からのご参加誠にありがとうございました。

令和3年度の発行回数について

令和3年度も以下のとおり4回の発行になります。引き続き、ご愛読くださいますようお願い申し上げます。

記

令和3年度発行予定

第262号 (5月発行/モノクロ)

第263号 (9月発行/モノクロ)

第264号 (11月発行/モノクロ)

第265号 (1月発行/カラー)

また、会員宛の速報につきましては

当会ホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>)

に掲載して参ります。

どうぞこちらのホームページもご覧ください。

(広報委員会 委員長 市川 貞弘)

各種宴会・出張パーティ・お弁当承ります。

株式会社
レストラン **さくら**

TEL
千住店 3870-4446 FAX
3870-4456

わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス



わかばケアセンター

www.wakaba-care.co.jp

地域密着の介護ネットワーク

- 足立区内に8拠点の
安心サポート体制
- 事業所一覧
 - デイサービスわかば
 - わかばケアセンター五反野
 - わかばケアセンター大谷田
 - わかばケアセンター六町
 - わかばケアセンター扇
 - わかばケアセンター竹の塚
 - わかばケアセンター練瀬
 - わかばケアセンター西新井
 - わかばケアセンター伊興

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

特 とく 退 たい 共 きょう



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,000社の事業所の皆さんにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整に関するFAQを次頁に記載しております。



西新井税務署からのお知らせ



Q

年末調整の方法について知りたいのですが。

A

年末調整に関する動画(年末調整のしかた、法定調書の作成と提出)を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q

昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A

「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。

詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q

年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらしいですか？

A

「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。

詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q

これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A

令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q

年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A

国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q

税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTax(地方税ポータルシステム)を利用することで、「給与支払報告書」(市区町村へ提出するもの)も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTaxホームページをご確認ください。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報は「年末調整がよくわかるページ」
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

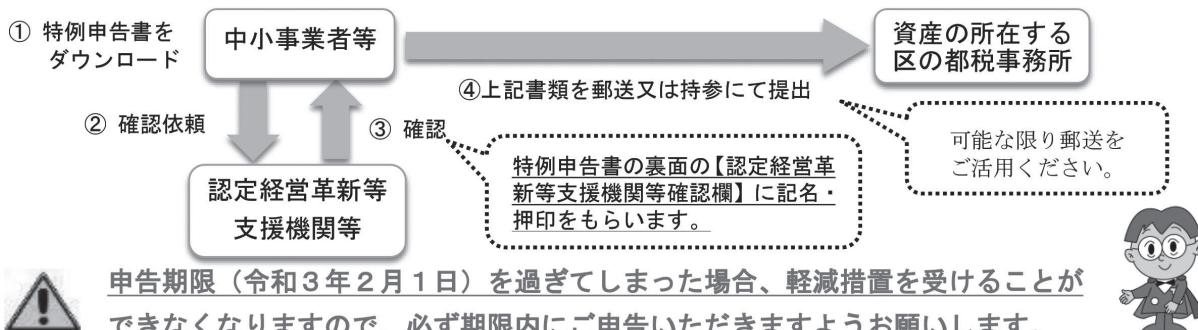
■提出書類

- （1）特例申告書
- （2）特例対象資産一覧
- （3）収入が減少したことを証する書類（写）
- （4）（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



お問合せ先

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ

検索



ワールド観光バス(株)

小型バスから～大型バスまで

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

年末調整手続きの電子化について

平成30年度税制改正により、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当されたことなどを受けて、年末調整手続きの電子化に向けた施策が実施されます。

(1) 年末調整手続きの電子化とは？

これまでの年末調整では、従業員が保険会社等から控除証明書を郵送で受け取り、記載内容を保険料控除証明書等の書類に転記し、控除額を計算・記入後、控除証明書と共に会社に提出します。会社は、申告書の内容と控除証明書を確認し、年税額を計算します。

令和2年10月以降の年末調整から手続きが電子化され、「従業員から会社へ」の流れが電子で行えるようになります。

年末調整手続きが電子化された場合は、次のような手順となります。

- 1 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
 - 2 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(※)に、住所・氏名等の基礎項目を入力し、1で受領した電子データをインポート(自動入力、控除額の自動計算)して年末調整申告書の電子データを作成
 - 3 従業員が、2の年末調整申告書データ及び1の控除証明書等データを勤務先に提供
 - 4 勤務先が、3で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算
- ※ 年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)とは、年末調整申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償で提供するソフトウェアです。

(2) 年末調整手続きの電子化には、次のようなメリットがあります。

①従業員：従業員は、これまでの手書きによる手続(年末調整申告書の記入、控除額の計算など)を省略でき、年末調整申告書の作成を簡素化できます。また、書面で提供を受けた控除証明書等を紛失した場合は、保険会社等に対し、再発行を依頼しなければなりませんでしたが、その手間も不要となります。※ 従業員が、「マイナポータル連携」を利用する場合には、複数の控除証明書等を一度の処理で取得することができますので、従業員の利便性がより高まります。

②企業：勤務先は、従業員が年調ソフトで作成した年末調整申告書データを利用することにより、控除額の検算が不要となります。また、控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減されます。更に、従業員が年末調整申告書作成用のソフトウェアを利用して控除申告書を作成するため、記載誤り等が減少し、従業員への問合せ事務も減少することが期待されます。加えて、書面による年末調整の場合の書類保管コストも削減することができます。

③保険会社：証明書の郵送が不要となります。

(3) 控除証明書(データー)の取得方法

保険会社のHP等から取得するか、「マイナポータル」(政府が運営するオンラインサービス)によって複数の証明書を一度に取得することができます。但し、マイナポータルのアクセスには、マイナンバーカードが必要です。



東京都税理士会西新井支部

税理士 ● 川浦 真嗣

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館 葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●靈安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

法人会会員のみなさまに

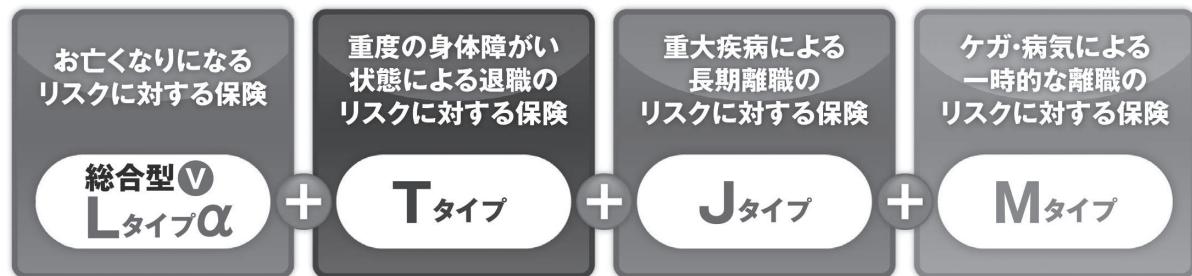
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型V Lタイプαを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

業界初!
オーダーメイド型定期保険
Lタイプα

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **DAIDO 大同生命保険株式会社**

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

 **AIG AIG損害保険株式会社**

東京第一プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL:03-6864-7041

F-2019-1021(2020年2月26日)
20-073001

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

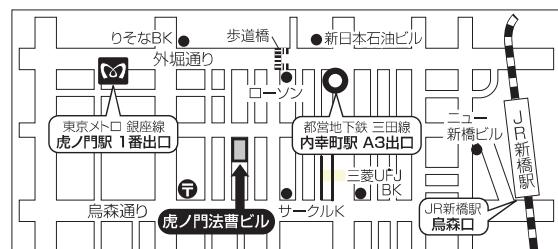
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

訃報

一般社団法人西新井法人会

副会長 金子俊二氏 ご逝去 享年65歳



金子俊二氏は、去る令和2年8月12日ご逝去なさいました。
金子俊二氏は、平成15年から平成17年まで常任理事（青年部会長）、
平成17年から平成21年まで理事（広報副委員長）、
平成21年から平成25年まで常任理事（源泉部会長）、
平成25年から令和元年まで常任理事（サービス事業委員長）
令和元年から令和2年まで副会長（青年部会・女性部会担当）
を務められ、17年もの間当会の組織基盤の充実化にご尽力いただき、
平成14年には東京法人会連合会より永年勤続功労表彰を、平成17年には
西新井税務署感謝状を、平成24年に西新井税務署長表彰状を受彰されました。
改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして
感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!

3M's エムズ
GOLF SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344



定休日／火曜日

『西新井法人会報』 広告募集！

掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm × 左右 83mm) ¥10,000 [1回]

二 枠 (天地 50mm × 左右 175mm) ¥20,000 [1回]

A4 タテ (天地 297mm × 左右 210mm) ¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。

※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。

※上記は全て消費税込の金額になります。



警察だより

路上寝込みに 御用心!!



体調が悪く、道路に倒れこんでしまったり、お酒に酔って足元がふらつき、急に車道に飛び出してくる人や、寝込んだりしている人がいるかもしれません。

特に夜間や明け方は、道路が暗く、加えて疲労による体調の変化により、歩行者等の発見が遅れがちです。昼間よりも速度を落として走行するとともに、ハイビーム等活用して危険を予測した運転をしましょう。

もし、路上に寝んでいる人を見かけたら…

110番か、警察官に通報してください。

警察官が到着するまで、現場でハザードランプを点灯させるなどの
交通事故防止にご協力をお願いします。



西新井警察署 交通課 TEL03-3852-0110(内線4112)

消防署だより



東京を守ろう 消防団員募集！！

地域防災力の要となるのが消防団です

消防団は誰にでも参加できる組織です。そんなあなたの力が消防団には必要です。

西新井消防団は、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という郷土愛護の精神で、火災、地震などのあらゆる災害に、消防隊と連携して活動する地域の防災リーダーです。

今、あなたの力が必要です。



入団資格はたった3つ！！

- ① 年齢18歳以上の方
- ② 心身ともに健康な方
- ③ 消防団の区域内に居住・勤務又は通学している方



西新井消防団HP

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

催しものインフォメーション

11月

日付	内容	場所
6日(金)	理事会	書面決議
13日(金)	財務委員会	書面報告
24日(火)	広報委員会	法人会館
未定	組織委員会	法人会館
未定	青年部会	法人会館

12月

日付	内容	場所
15日(火)	未使用タオル寄贈 (社会貢献委員会主催)	足立区 社会福祉協議会
未定	厚生委員会	法人会館
未定	女性部会	法人会館

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるを得なくなりました。
まだこの様な事が続くと思われますので、延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

御存知ですか？こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
12月17日(木)	14:00～16:30	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
11月19日(木)	14:00～16:00	法人会館
1月14日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください※

表紙のことば Vol.260

自粛のさなか

表紙の写真は昨年11月、町内会の旅行で撮影した写真です。日光の家光廟の前の階段踊り場で撮影しました。この頃から新型コロナウイルス感染症の問題が起り始めた時期と思われます。今年は11月に予定した町内会の旅行は中止になり、その他の団体の諸行事もすべて自粛で中止という状況です。9月になってからは三密をさけて、ぼちぼち会合がありますが、飲食を伴う懇親会はありません。今まで自由に出かけて人に会えましたが、今は我慢の日々あります。私も事務所で何処も出かけず、読書三昧の日々を過ごしています。早く自由な活動ができる日々を願っております。

(広報委員会 副委員長 永田一雄)

編集後記

足立区

コロナ禍によりマスクの手放せない日常が続いている。

猛暑は終わっただけれど、これからはインフルエンザとコロナのダブルパンチだ。

10月1日からはGoToトラベルに東京都も追加され、入国制限措置も緩和される。感染者は抑えたい、しかし、経済も回したい。政府は難しい舵取りを求められている。

最近の新聞などの情報によると足立区は、感染者数が23区内でワースト5位だそうだ。

話は変わるが、数年前に他区より足立区に引っ越しされた奥様から、「足立区は強盗など多く治安も悪いと聞いたのですが、安心して住めますか」と聞かれ驚いたことがある。後々その方には、「物価が安くて、便利でとても住みやすい」と言っていた。だいたい。

自粛ばかりで気分も晴れず、たまには青空の下でのびのびしたい、美味しいものを味わい、おしゃべりもしたいけれど、先ずは一人一人のちょっとした心掛けで、ワースト5位から抜け出しありたいところである。

(本木支部 広報委員 赤羽根三枝子)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)
TEL 03(3889)4608～9

第260号

発行

令和2年11月5日

一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16

TEL 03(3852)2511

<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

広報委員会

株式会社トーコロ

東京都足立区梅島二丁目32-9

TEL 03(3852)1211

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷、製本・発送まで。
 - 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。

● 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、

各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社のべる出版企画 03-38

東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべる

<http://www.novelsyuppan.com>

Email:novel-syuppan@nifty.com
原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のぶる におまかせください

小規模事業者の強い味方!

マル経融資

「規模事業者」
整當改善資金

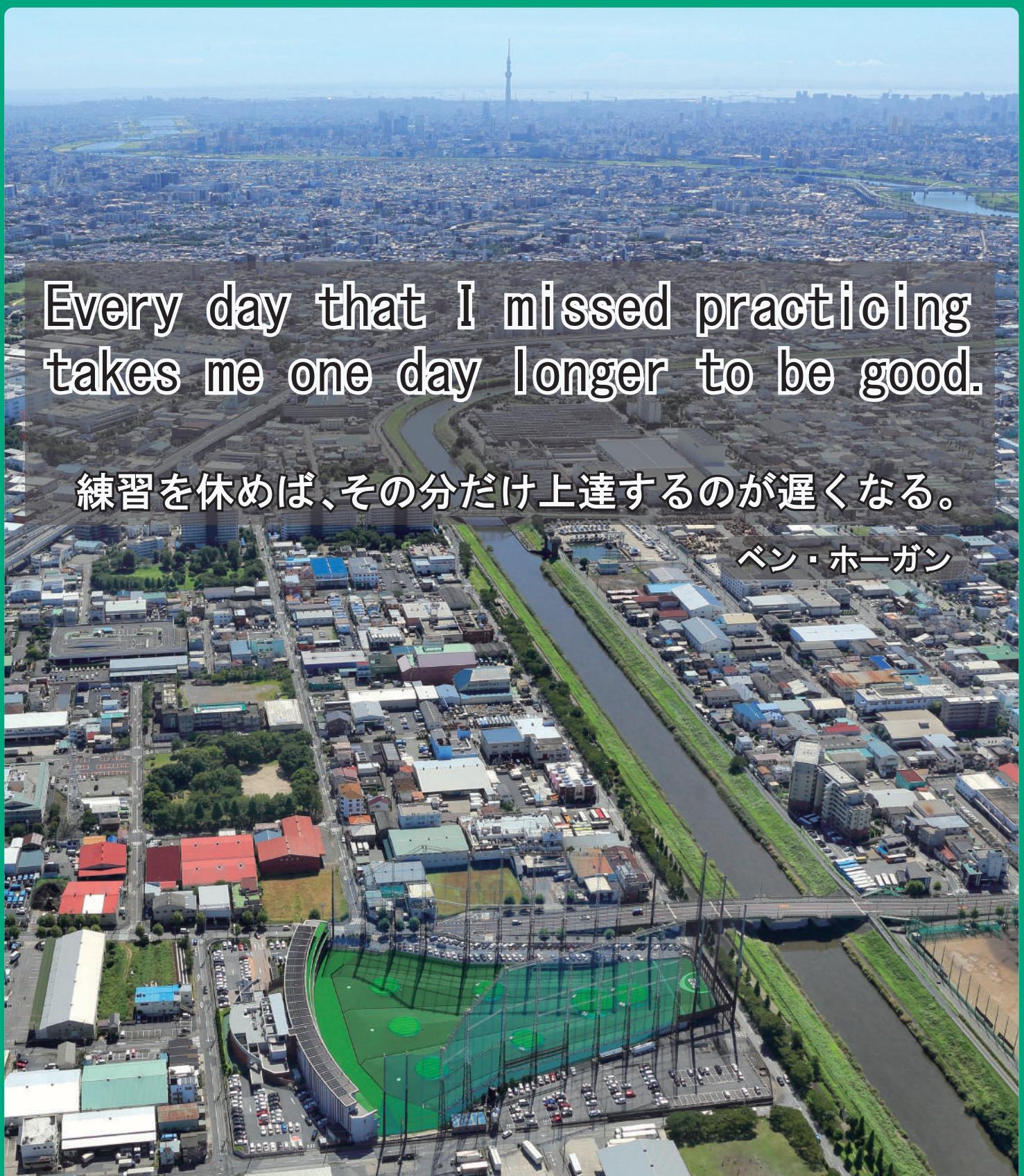
マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です

推薦する黒担保・黒保証人の
詳しきは下記会員連絡ください

※会員・非会員問わず利用できます

※云貢、非云貢向う利用できます。
※その他、無料で税务・法律相談も実施しております

お問い合わせ 東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200



Every day that I missed practicing takes me one day longer to be good.

練習を休めば、その分だけ上達するのが遅くなる。

ベン・ホーガン

トーキョージャンボゴルフセンター



<http://www.tokyo-jumbo.co.jp/>

東京ジャンボ

検索

足立区入谷9-26-1

03-3853-0562

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



賃貸
売買
事業用
管理
不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

東京都知事(8)第51188号

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F

03-3890-8314